

令和 4 年度に施設型給付に移行する幼稚園における利用定員の協議について

1 趣旨

平成 27 年度から施行された子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法や児童福祉法等に基づく認可等を受けている施設・事業者が、新制度における財政支援（給付）の対象となるための「確認」を行う手続きが子ども・子育て支援法第 31 条第 1 項及び第 43 条第 1 項に定められている。

この「確認」の手続きは、施設・事業者が各種基準を満たすかどうかを確認するのに加え、市町村が「利用定員」を定めたいうえで行うが、「利用定員」を定める際には、子ども・子育て会議で意見聴取することが、子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項及び第 43 条第 3 項に定められており、今回、令和 4 年度に私学助成の幼稚園から子ども・子育て支援法の確認を受ける幼稚園への移行に伴い「利用定員」について協議を行うもの。

2 対象

(1) 鶴岡幼稚園

ア 事業者情報

- ・事業者：宗教法人鶴岡八幡宮
- ・代表：吉田 茂穂
- ・法人所在地：鎌倉市雪ノ下二丁目 1 番 31 号

イ 施設情報

- ・施設長：吉田 茂穂
- ・所在地：鎌倉市雪ノ下二丁目 1 番 31 号
- ・事業開始日：令和 4 年 4 月 1 日
- ・認可定員 105 人

内訳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	35 人	35 人	35 人	105 人

ウ 利用定員

入所児童数の実態に合わせ、75 人定員の設定

内訳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	25 人	25 人	25 人	75 人

(2) 鎌倉幼稚舎幼稚園

ア 事業者情報

- ・事業者：学校法人ともだち
- ・代表：清水 有生
- ・法人所在地：鎌倉市腰越三丁目 18 番 9 号

イ 施設情報

- ・施設長：清水 有生
- ・所在地：鎌倉市腰越三丁目 18 番 9 号
- ・事業開始日：令和 4 年 4 月 1 日
- ・認可定員 80 人

内訳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	80 人			80 人

ウ 利用定員

入所児童数の実態に合わせ、60 人定員の設定

内訳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	20 人	20 人	20 人	60 人

(3) ひがし幼稚園

ア 事業者情報

- ・事業者：学校法人大船いしい学園
- ・代表：石井 秀卓
- ・法人所在地：鎌倉市大船六丁目 10 番 10 号

イ 施設情報

- ・施設長：石井 秀卓
- ・所在地：鎌倉市大船六丁目 10 番 10 号
- ・事業開始日：令和 4 年 4 月 1 日
- ・認可定員 280 人

内訳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	70 人	105 人	105 人	280 人

ウ 利用定員

入所児童数の実態に合わせ、240 人定員の設定

内訳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	90 人 (※)	75 人	75 人	240 人

※満三歳児 20 人程度を含む